

# 第 1 章 計画の概要



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、2007年（平成19年）に高齢化率が21%を超え、超高齢社会となっています。このような中、平成26年10月1日現在の総人口は、約1億2,709万人（概算値、総務省統計局）で、65歳以上の人口の割合を示す高齢化率は26.0%となっています。また、今後も高齢者は増え続けることが予想され、団塊の世代が75歳以上に到達する2025年（平成37年）には65歳以上の人口の割合は30%を超えるものと推計されています。

本市においても高齢化が進む傾向はみられ、介護保険制度が創設された平成12年には65歳以上の人口は9,966人で、高齢化率は11.6%であったものが、平成26年9月末においては、高齢者の人口は19,988人で、高齢化率23.5%と制度開始当初に比べて急激に高齢化が進行しています。人口推計においても、今後も高齢者は増え続ける見込みで、75歳以上の人口の占める割合が増加すると推計されています。

こうした状況の中、第5期計画においては、制度を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。

平成27年度の介護保険制度の改正は、介護サービスの利用者負担の見直しや、特別養護老人ホーム入所要件の見直し、また、予防給付である訪問介護と通所介護が地域支援事業へ移行されるなど、介護保険制度開始以来の大幅な内容となっています。

「第6期せつつ高齢者かがやきプラン - 摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 - 」においては、第5期の理念を引き続き継承するとともに、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の趣旨を実現するため、医療・介護提供体制の構築や、地域包括ケアシステムの構築などを行い、2025年（平成37年）までの中長期的な視野に立った計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に規定する「老人福祉計画」及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を、「せつつ高齢者かがやきプラン」として一体的に策定するものです。

策定にあたっては、「摂津市総合計画」をはじめ、「摂津市地域福祉計画」「健康せつつ 21」「摂津市障害福祉計画」等と整合性を図りながら、市が推進する高齢者福祉施策の基本的な方向を定め、その実現に向けての総合的な取り組み方針を明らかにするために策定する計画です。

## 3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年を計画期間とし、第 5 期計画の理念を引き継ぐとともに、平成 37 年度のあるべき高齢者像の実現に向けた最初の計画となります。

平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 33 年度 (2021)	平成 34 年度 (2022)	平成 35 年度 (2023)	平成 37 年度 (2025)
									あるべき高齢者像
第 6 期計画									
			第 7 期計画						
						第 8 期計画			
平成 37 年（2025 年）のあるべき高齢者像の実現に向けた取り組み									

## 4 計画の策定体制

---

本計画は、幅広い関係者の参画により様々な視点からの検討を行うため、公募市民をはじめ、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、介護保険事業者代表などから構成された「摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会」において、審議を進めながら策定しました。また、計画の策定にあたっては、以下の方法で市民の意見や意向を把握するとともに、大阪府とも調整を図っております。

### (1) 調査の実施

---

計画策定の基礎資料を得る目的で、50歳以上の市民、一般高齢者、要介護認定者を対象とした「日常生活圏域ニーズ調査」を行いました。また、介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象にアンケート調査を実施しました。

### (2) パブリックコメントの実施

---

計画案に対して市民から広く意見をいただくため、市ホームページをはじめ、市役所や公民館、図書館、特別養護老人ホームなどを通じて、パブリックコメントを実施しました。

### (3) 大阪府との調整及び連携

---

本計画の策定過程においては、大阪府から作成上の技術的事項における助言を受け、協議を行いました。

